

日 時 平成26年1月26日(日) 10:00～11:40  
場 所 志津南市民センター 大会議室  
出席者 会長、副会長、理事、代議員 計33名  
事務局 3名 傍聴人 7名

#### 1. 開会の辞

ただいまから、志津南地区まちづくり協議会平成25年度臨時総会を開会する。

本日は、構成員34名のうち出席者33名で、志津南地区まちづくり協議会会則第15条第4項の規定により、本臨時総会は成立していることを報告する。

なお、総会の公開性を高めるために、傍聴できることを住民の皆さんにお知らせしたところ、7名の方にお越しいただいていることを紹介しておく。

#### 2. 会長挨拶

平成10年度に志津学区自治連合会から志津南学区自治連合会として分離独立し、以来16年となる。平成24年度からは志津南地区まちづくり協議会となって約2年となる。この16年間で、臨時総会はかつて1回平成22年度に開催されただけで、今回は2回目となる。

今日の臨時総会については、事前に議案書を全戸配付したときに、会議の公開性を高めるために、希望される方は傍聴してくださいとしたところ、7名の皆さんにおいでいただきました。ありがとうございます。

地域の課題解決には、十分な議論が必要で、そのためには時間はかかる。しかし、一方でスピード感のある解決に向けて進めていくことも大事なことである。

今日の議案は3つで、「追分南地区4町内会からの加入申し入れに対する承諾について」と、これに関する会則の改正、および広報事業規則の改正である。加入申し入れについては、理事会で十分議論し、また住民説明会なども開催し、理解をいただいた中での臨時総会である。十分な審議をお願いしたい。

#### 3. 議長選出

議長に、体育振興委員会委員長の榎本さんを選出。

#### 4. 議事

##### (1) 第1号議案「追分南地区4町内会からの加入申し入れに対する承諾について」

(会長) 今までの経緯については、議案書に、1.加入申し入れ、2.加入申し入れに対する考察、3.今までの取り組み状況、4.4町内会との協議の状況を記載してあります。今まで理事会、住民説明会等で説明してきたので、詳細は省略するが、4町内会との協議の状況について補足説明する。昨年6月20日の4町内会に対する説明の後、3町内会と個別協議を進めてきて、1月19日に3町内会との合同協議で合意内容の最終確認をした。2月16日にかがやきの丘町内会の臨時総会が予定されており、そこで加入に関する議決が行われた後、翌17日に合意書を交わす予定である。

よって、議案として、「追分南地区の4町内会からの加入申し入れに対しては承諾する。その上で、加入条件の合意が得られた町内会と合意書を交わし、それらを加えて、平成26年度から、「志津南学区まちづくり協議会」とする。」を提案する。

なお、(仮)追分南町内会については、3月末までに設立総会を開催し、4月以降に協議につきたいという意向のようであり、平成26年度の年度途中の加入もありうる。

(議長) 今の議案説明について、質問や意見はないか。

(斎藤) 提案に対して、基本的には賛成の立場で質問する。青少年育成委員会としても、志津南小学校の通学区域とまちづくり協議会の区域が一体となることは賛成である。(仮)追分南町内会は4月からの加入はないが、その後合意が得られたときは、また総会を行うのか。それとも、今回の総会で決めてしまったら、2年後、3年後までこの決議は有効になって、合意書の取り

交わしだけで加入となるのか。

(会長) 第1号議案にあるように、(仮)追分南町内会を含めて4町内会から加入申し入れがあったわけで、今日議決すれば、加入申し入れは承諾するということとなる。ただ、実際の加入の時期については、加入条件について合意書を交わしてからということになる。

(鈴木) (仮)追分南町内会の加入の際は、また臨時総会を開催するのか。

(会長) 加入申し入れに対しては、今日承諾するという方向だが、実際に加入するのは合意書を交わしてからである。ただ、(仮)追分南町内会が年度途中で加入となった場合は、補正予算を組むこととなることから、その承認を得るために、臨時総会は必要となる。

(議長) それでは、第1号議案について採決する。

【採決】 全員賛成で、第1号議案は原案通り可決された。

(2) 第2号議案「まちづくり協議会会則の改正について」

(会長) 追分南地区4町内会加入に関する改正点、総会に関する改正点、活動の継続性の確保に関する改正点、グループ構成団体の予算に関する規定の追加、組織図の改正点について、議案書および新旧対照表に記載の通り。

(議長) 質問・意見を求める。

(小松原) 会則第9条(役員を選出)について、会長は3年を限度とするが、他は限度を設けないとなっているが、これはまち協設立のとき議論し、3年を限度とすることによって地域ボスを作らないということで設けられたものであり、削ってはならないものである。また、付則で「平成26年度定時総会の前日までの期間は算入しない」ということは、現在の会長は、これまでの2年を加えると5年できることとなる。このような内容は受け入れられない。

(会長) 理事は各町内会長・各グループ代表が自動的に就く。よって、まち協の構成団体に影響を及ぼすまち協の会則で、各町内会や各団体の規則を縛るというのはできるだけ避けたほうがよい。また、実態からして、どうしても何年も引き受けざるを得ない団体などもある。このようなことから、まち協会則として、理事や副会長の任期に限度を設けるのは、実態に合わないと考えたものである。

(小松原) 役員は3年で変わればよい。3年以上やる必要はない。地域ボスを防ぐとした趣旨を理解してほしい。草津市協働のまちづくり条例案にもあるように、まちづくり協議会は基礎的コミュニティ等を中心としたもので、基礎的コミュニティとは、町内会等の地縁に基づいて形成された自治組織である。今のまち協会長・副会長は、基礎的コミュニティの代表ではなく、基礎的コミュニティが中心となっていないではないか。

(小野) 会長以外の任期を3年限度とすることをやめたのは、各団体の活動が実態として成り立たないことがあるためである。また、町内会長は3・4年やる人も出てくる可能性はあり、それがまち協の理事になれないということがでてくる。そのようなことのないよう3年を限度とする規定をやめるものである。まち協会則で規制する必要はない。また、まち協会長の任期については、「学区まち協」となってから3年とするもので、新しい組織になってから再スタートするということがよいのではないか。

(斎藤) 今の会長の選出方法は、各町内会などで立候補制となっているか。

(会長) なっていない。理事会で候補者を選定して、総会で承認を受ける形である。

(斎藤) 理事会の構成員からということではなく、理事会が誰かを選定することだと思う。その誰かについて、立候補する仕組みをつくれれば、納得できるのではないか。

(会長) 立候補制を取り入れるということについては、今後の話として、考えていけばよい。

(小松原) 会長は理事会で選定するとあるが、わずか10数人で選んでいるのではないか。自治連のときは、新任の町内会長から選んでいた。今後もこのようなやり方だと、ずっと同じ地域ボスをつくることとなる。任期の3年限度は変えたらだめだ。地域ボスをなくすという趣旨を守ってほしい。

(舟木) 3年だとしても、すばらしい人もいる。ネガティブな話はやめよう。これからどうしたらいいのかを考える必要がある。現実問題として、3年でも4年でもがんばる人がいい。

(小野) 地域ボスを作るということではない。これから新しいリーダーが出てきたらやってもらいたい。今後志津南地区から学区に変わっていったら、追分南地区からもいいリーダーが出てくるのではないか。いいリーダーがいいまちづくりをしていくことが大事だ。また、新

役員から選ぶという点については、初めての町内会長は半年ほど経験をつんでからでないとまちづくりの実態がわからないのが現状だ。そのことを考えると、新任役員からまち協会長を選ぶというのは適切ではない。

(小松原) 草津市協働のまちづくり条例案の定義には、まち協は基礎的コミュニティを中心としてとある。現在のまち協会長はその立場にない。条例違反になるのではないか。

(議長) この点についての議論はここまでとする。そのほかの点について意見はないか。

(斎藤) 定時総会でも述べたが、まち協会則の条文番号の繰り下げは、構成団体の規則がまち協会則の影響を受けるので、やめてほしい。また、区域図について、若草二丁目町内会の区域に小学校が入っていないことや、ほかに個人の家が外れているのではないかなど、いくつかの確認を要するところがある。また、追分南地区の各町内会の班数はいくつか。物理的に代議員が総会会場に入れるかということである。

(会長) 条文番号は、法律では繰り下げなどはしないが、まち協は地域活動団体であり、複雑になるとわかりにくいと考える。また、学区まち協に変わることを考えると、わかりやすくしておいたほうがよい。今後は、条文番号の繰り下げをしないことも考えられる。区域図については、調べた上でより正確にする。なお、小学校については、住居表示は若草二丁目であるが、これは町内会等の区域図なので加えていない。岡本町町内会のアパートなどは町内会が異なるため含めていない。よって、第2条の条文に「概ね」とある。代議員の数は、かがやきの丘町内会は18班、コーギーガーデン自治会は3班、追分鴨田町内会は、1班のみということで、計22班で22名増えることとなる。今、73名なので、あわせて95名。(仮)追分南町内会を加えても、110名程度で、大会議室に入れると考える。

(議長) ほかに意見もないようなので採決に入るが、議論のあった部分について個別の採決とするか、改正案の一括の採決にするかの賛否をとりたい。

【採決】一括採決にすることに賛成が25人で過半数を占めたため、一括採決することとなる。

一括採決で賛成が27人と過半数を占めたので、第2号議案は原案通り可決された。

(議長) 原案通り可決されたので、添付資料の「志津南学区まちづくり協議会会則」の「(改正案)」の文字を抹消していただきたい。

### (3) 第3号議案「広報事業規則の改正について」

(会長) 「事業」を「活動」に変えるのは、まち協設立のときに他の規則などでも「活動」という言葉がふさわしいということにしたためであり、また、規則の改廃を総会ではなく理事会で行うとする点は、規則の内容からして、総会にまでかけることは不要と判断したからである。

(議長) 特に意見等はないため、採決する。

【採決】全員賛成で、第3号議案は原案通り可決された。

(議長) 原案通り可決されたので、添付資料の「志津南学区広報活動規則」の「(改正案)」の文字を抹消していただきたい。

## 5. 議長退席。

## 6. 閉会の辞

これをもって、平成25年度臨時総会を閉会する。

以上